

使用料減免基準

(嬉野市体育施設)

区分	内容	減免
主催	市又は教育委員会が主催する行事に利用するとき	全額免除
学校行事	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校及び中学校が学校行事に利用するとき	全額免除
その他	市長又は教育委員会が特別の事由があると認めるとき	協議額